

独立行政法人海洋研究開発機構法案新旧対照条文

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第十九条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）</p> <p>一 次の表に掲げる法人</p>			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）	海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）
（略）	（略）	核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
二 （略）	（略）	（略）	（略）

二
(略)

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第十九条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係） 一 次の表に掲げる法人	
	名称	根拠法
二（略）	核燃料サイクル開発機構 （略）	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号） （略）
	（略）	（略）
現 行	別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係） 一 次の表に掲げる法人	
	名称	根拠法
二（略）	海洋科学技術センター 核燃料サイクル開発機構 （略）	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号） 核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号） （略）
	（略）	（略）

改 正 案	別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人	
	名称	根拠法
二（略）	（略）	（略）
	沖縄振興開発金融公庫 核燃料サイクル開発機構	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七 年法律第三十一号） 核燃料サイクル開発機構法（昭和四十 二年法律第七十三号）
現 行	別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人	
	名称	根拠法
二（略）	（略）	（略）
	沖縄振興開発金融公庫 海洋科学技術センター 核燃料サイクル開発機構	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七 年法律第三十一号） 海洋科学技術センター法（昭和四十六 年法律第六十三号） 核燃料サイクル開発機構法（昭和四十 二年法律第七十三号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第十九条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
(略)	名称	(略)	根拠法
	沖縄振興開発金融公庫		沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七 年法律第三十一号）
	核燃料サイクル開発機構		核燃料サイクル開発機構法（昭和四十 二年法律第七十三号）
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一（第二条関係）			
(略)	名称	(略)	根拠法
	沖縄振興開発金融公庫		沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七 年法律第三十一号）
	海洋科学技術センター		海洋科学技術センター法（昭和四十六 年法律第六十三号）
	核燃料サイクル開発機構		核燃料サイクル開発機構法（昭和四十 二年法律第七十三号）
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
<p>（略）</p> <p>情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書</p> <p>独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第 号）第十七条第三号（業務の範囲）の業務に関する文書</p> <p>日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）第二十一条第一項第一号（業務）の業務に関する文書</p>	<p>（略）</p> <p>独立行政法人情報処理推進機構</p> <p>独立行政法人海洋研究開発機構</p> <p>日本育英会、日本育英会の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与</p>	<p>（略）</p> <p>情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書</p> <p>日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）第二十一条第一項第一号（業務）の業務に関する文書</p>	<p>（略）</p> <p>独立行政法人情報処理推進機構</p> <p>日本育英会、日本育英会の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与</p>

(略)	(略)	を 受 け る 者
-----	-----	-----------------------